

とやまジビエ需要拡大事業業務委託に係る公募型プロポーザル
に対する質問・回答

No.	質問	回答
1	「県内流通割合が令和7年度現在24.9%」について、算定方法をご教示ください。具体的には、分母・分子、対象期間、対象鳥獣、食肉・加工品・飲食店提供分等の含有範囲、重量・頭数・金額等の算定単位を確認させてください。	「県内流通割合」は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、富山県が認定する県内の処理加工施設へ搬入されたイノシシの頭数を分母とし、そのうち県内に流通した頭数を分子として算出しています。詳細な算定根拠データは、契約締結後に受託者へ提供します。
2	本事業の成果測定にあたり、県として重視される指標があればご教示ください。例として、認知度、喫食数、アンケート回答数、取扱店舗数、商談件数、継続取扱意向、県内流通量・取扱量等のうち、実績報告時に特に把握・報告が望ましい項目があれば確認させてください。	県としては、本事業の目的である「とやまジビエの認知度向上」および「取扱店の拡大」に資する取組であるかを重視しています。 本事業の成果測定に係る指標については、提案内容に応じて、受託者において適切な指標を設定ください。
3	「県内で捕れたイノシシの成分分析結果」について、受託者が企画提案および業務実施時に参照可能な分析データ、資料、表現ガイドライン等は提供いただける認識でよろしいでしょうか。また、当該結果を活用した広報表現について、県による事前確認・監修フローの有無をご教示ください。	昨年度のジビエフェア等で公表したデータを、企画提案および業務実施時に活用いただけます。公表済み資料については、別添資料をご参照ください。また、当該分析結果を活用した広報表現（WEB、チラシ、SNS等）については、公開前に県の事前確認を受けていただく必要があります。内容によっては、関係機関への確認を行う場合があります。
4	成分分析結果を活用した広報において、「疲労回復」「身体づくり」等の表現を使用する場合、使用可能な表現範囲や留意すべき表現があればご教示ください。	医薬品医療機器等法（薬機法）や景品表示法、健康増進法等に抵触しない表現とする必要があります。具体的な表現は県と協議の上決定します。

5	<p>「とやまジビエコンソーシアム」について、構成団体、事務局・連絡窓口、受託者が連携可能な範囲をご教示ください。また、企画提案時点で想定すべき連携先、処理加工業者、飲食店、関係団体等のリスト提供可否についても確認させてください。</p>	<p>「とやまジビエコンソーシアム」は、県内の処理加工業者、飲食店、流通業者、関係行政機関等で構成されており、事務局・連絡窓口は県が担っております。</p> <p>企画提案時点では、県ホームページに掲載している情報等を参考にしてください。</p>
<p>https://www.pref.toyama.jp/1605/kurashi/seikatsu/shokuseikatsu/kj00012862/kj00012862-009-01.html</p> <p>https://www.pref.toyama.jp/documents/23524/gibirfair.pdf</p>		
6	<p>別途公募されている「とやまジビエ供給体制整備事業業務委託」との相互協力の想定範囲についてご教示ください。</p>	<p>別途公募している「とやまジビエ供給体制整備事業業務委託」とは、必要に応じて情報共有や連携を行うことを想定していません。</p> <p>具体的な連携内容や進め方については、契約締結後、県および関係する受託者間で協議のうえ決定します。</p>
7	<p>フェア、イベント出展、試食提供、調理実習等を実施する場合に使用する「とやまジビエ」食材について、県指定または推奨の処理加工業者から調達する必要があるのでしょうか。また、食材購入費、配送費、保冷・保管費等は委託費の対象となる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>食材は「富山県獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドライン」に準拠した県内の処理加工業者から調達してください。また、イベントや調理実習等に直接必要となる食材購入費、配送費、保冷・保管費は委託費の対象となります。</p>
8	<p>県内プロスポーツ選手、スポーツチーム、専門学校・大学等との連携を提案する場合、県から既存連携先の紹介や調整支援を受けることは可能でしょうか。また、協力者への謝金、出演料、会場費、実習運営費等は委託費の対象となる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>県に既存のつながりがある団体等については、必要に応じて紹介や連絡調整の支援を行うことが可能です。</p> <p>また、協力者への謝金、出演料、会場費、実習運営費等は、提案事業の実施に直接必要かつ適切と認められる場合、委託費の対象に含めることができます。</p>

9	<p>仕様書 5 (2) において、不特定多数を対象としたポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成費は委託費対象外とされていますが、イベント・店舗・調理実習・商談等の実施に必要な以下の制作物は、事前協議のうえ委託費対象となり得るか確認させてください。(店舗内 POP、メニュー表、卓上 QR カード、アンケート案内カード、スタンプラリー用 QR 掲示物、商談用資料、提案シート、調理実習用資料、レシピシート、SNS 投稿用画像、短尺動画、Web 掲載用素材)</p>	<p>質問に記載された、特定のイベント・店舗・調理実習・商談等の「事業実施に直接連動して不可欠な制作物・素材」については、事前協議の上、委託費の対象とすることが可能です。</p>
10	<p>仕様書 5 (1) に記載の過年度作成 PR 資料について、受託者が使用可能な素材の範囲をご教示ください。写真、動画、ロゴ、レシピ、ガイドブック等について、編集・二次利用・SNS 掲載・商談資料への転載が可能か確認させてください。</p>	<p>県が著作権を保有している写真、ロゴ、レシピ、ガイドブック等は、本事業の目的の範囲内 (SNS 掲載や商談資料への転載等) であれば二次利用・編集が可能です。</p>
11	<p>公式 SNS 運用を提案する場合、受託者が県公式アカウントへ直接投稿する想定でしょうか。それとも、受託者が投稿案・素材を作成し、県が投稿する想定でしょうか。投稿承認フロー、広告配信費の取扱い、投稿頻度に関する制約があればご教示ください。</p>	<p>受託者が投稿案・素材を作成し、県が投稿する想定しています。広告配信費をかける場合は委託費に含めて提案してください。投稿頻度や詳細フローは協議の上決定します。</p>
12	<p>消費者アンケートやデジタルスタンプラリー等を実施する場合、取得可能な情報項目、個人情報の取扱い、利用するフォーム・ツールの制約、県への納品データ形式について指定があればご教示ください。</p>	<p>個人情報の取得は必要最小限とし、富山県個人情報保護条例を遵守した適切な管理をお願いします。ツール指定はありませんが、汎用的なシステム (Google フォーム等) を想定してください。納品データは Excel または CSV 形式とします。</p>

13	<p>コンテスト形式のメニュー・レシピ開発、県民投票、実食審査等を実施する場合、応募規約においてレシピ、写真、動画、コメント等の利用許諾を取得することで、本事業の成果物として県に帰属・納品する形で問題ないでしょうか。必要な権利処理や留意点があればご教示ください。</p>	<p>その認識で間違いございません。</p>
14	<p>成果物として「動画データを収録した記録媒体」の提出が定められていますが、新規動画制作は必須でしょうか。それとも、業務内で動画を制作した場合に当該データを提出する理解でよろしいでしょうか。動画の本数、尺、形式、記録媒体の指定があればご教示ください。</p>	<p>新規の動画制作自体を必須とするものではありません。企画提案の中で「WEBやSNS、イベント等で活用する動画の制作」が含まれる場合に、その成果物（MP4形式等、CD-RやDVD-R）を納品いただくという意味になります。本数や尺の指定はありません。</p>
15	<p>富山マラソン等のイベント出展を提案する場合、出展可能なイベント、出展枠、出展料、試食提供の可否、保健所等への届出・許認可の役割分担について、現時点で確認可能な事項があればご教示ください。</p>	<p>本業務におけるイベント出展は提案事項の一例であり、現時点で特定のイベントを固定していません。業務目的を踏まえた、効果的なイベントの選定および実施内容の提案を期待します。</p>
16	<p>ジビエフェア（デジタルスタンプラリー）を実施する場合、参加店舗の募集・調整は受託者が実施するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、これまでのジビエフェア等で参加実績のある店舗とのネットワークがあり、県から紹介や連携が可能でしょうか。</p>	<p>参加店舗の募集・調整は、受託者に実施いただく想定です。</p> <p>過年度のジビエフェア等に参加実績のある店舗や関係事業者については、必要に応じて県から情報提供や紹介等の協力は可能です。</p>
17	<p>ジビエフェア（デジタルスタンプラリー）の実施にあたり、対象店舗については、現在ジビエを取り扱っている店舗を対象とした実施を想定されていますでしょうか。</p> <p>また、受託者による新たな取扱店舗の開拓についても、本業務の範囲に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>対象店舗は、現在ジビエを取り扱っている店舗を中心に想定していますが、受託者による新たな取り扱い店舗の開拓も、本業務の範囲に含まれます。新規店舗を開拓する場合は、ジビエの提供体制や衛生管理等を踏まえて対象店舗としてください。</p>

18	<p>ジビエフェア（デジタルスタンプラリー）を実施するにあたり、ポスターやチラシを作成した場合、県施設や関係機関等への掲出・配布についてご協力いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>ポスターやチラシを作成した場合、県施設や関係機関等への掲出・配布について、県として可能な範囲で協力します。</p>
19	<p>本事業で使用する写真素材（ジビエ料理、店舗、イベント等）について、県から提供可能な素材はございますでしょうか。</p> <p>また、提供可能な素材がない場合は、受託者による撮影を想定されているのか、各参加店舗等から写真提供を受けて活用することも可能でしょうか。</p>	<p>県が保有し、使用可能な写真素材がある場合には、必要に応じて提供することは可能です。</p> <p>必要な素材がない場合や新たな素材が必要な場合は、受託者による撮影を想定しています。</p>
20	<p>ジビエフェア等の開催時期について、受託者からの提案によるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、過去の実施状況やジビエの流通状況等を踏まえ、県として推奨する実施時期がございましたらご教示ください。</p>	<p>ジビエフェア等の開催時期について、県として現時点で特定の指定はなく、基本的には受託者からの提案によるものと考えています。</p> <p>なお、過年度は狩猟解禁日の11月15日から約3か月の間にジビエフェアを開催しましたが、それに拘束されるものではありません。</p>
21	<p>現在、「とやまジビエ」のWebサイト（http://toyama-gibier.jp/）へアクセスできない状況ですが、本事業期間中に復旧予定でしょうか。</p>	<p>別サイトで復旧予定です。</p>
22	<p>SNS運用をする場合、既存の「とやまジビエ」公式Instagramアカウントを受託者が運用できる想定でよろしいでしょうか。</p>	<p>その認識で間違いございません。</p>